

岐阜県公報

目 次

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(農地整備課)

ページ
一

規 則

号 外 (六) 平 成 二 十 三 年 四 月 一 日

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条の表中

業	業
に、	
土地改良総合整備事業	中山間地域農村活性化総合整備事業 ほ場整備事業
を	
水田農業振興緊急整 土地改良総合整備事	中山間地域総合整備事 ほ場整備事業 経営体育成基盤整備事

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) (金曜日) 発行 (休日相当るときは翌日)

平成二十三年四月一日

平成二十三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター

事業	業 備事業
に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。	
附則	に、
この規則は、公布の日から施行する。	農地開発事業 農地開発事業
	を
	農地開発事業 農村振興総合整備

附則第二項中「及び第三条」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。